

北部家畜保健衛生所

やんばる便り

令和5年5月発行

名護市字名護4606-4
TEL(0980)52-2939 FAX(0980)53-3311

所長挨拶

北部地域の畜産関係機関の皆様におかれましては、平素から家畜衛生ならびに畜産振興業務にご協力いただきまして感謝申し上げます。

このたび令和5年4月1日付をもちまして北部家畜保健衛生所へ着任いたしました。これまで同様、皆様の多大なるご指導・ご支援・ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。当所勤務は初めてですが、自然豊かで沖縄県の畜産の主要生産地域である北部地域で勤務できることに心を高鳴らせております。

昨年度は北部管内において県内初の高病原性鳥インフルエンザが発生しました。しかしながら市町村の方々をはじめ関係機関の皆様のご協力のおかげで1例の発生に留まり無事収束を迎えることができました。心より感謝申し上げます。

現在、生産者の皆様におかれましては飼料価格の高騰など厳しい状況が続いておりますが、関係機関一丸となって乗り越えて行く所存であり、職員一同、北部地域の畜産振興に貢献できる事に誇りを持って業務に取り組んでまいりますので今年度もよろしくおつきあい下さいますようよろしくお願いいたします。

北部家畜保健衛生所長 仲村 圭子

～令和5年度～

北部家保メンバーと業務担当の紹介

家畜防疫衛生業務

- | | |
|----------------------|-------------|
| ① 病性鑑定 総括 | 伊佐 健次 |
| 【牛】羽賀 淳(新) | 【豚】服部 洋祐(転) |
| 【鶏】庄野 雪菜(転) | 【山羊等】嶺井 裕子 |
| ② ヨーネ病検査 | 伊佐 健次 |
| ③ 牧野ダニ事業 | 羽賀 淳(新) |
| ④ 牛予防注射 | 羽賀 淳(新) |
| ⑤ 種畜衛生検査 | |
| 【牛】羽賀 淳(新) | 【豚】平野 悠子(転) |
| ⑥ 導入豚着地検査 | 平野 悠子(転) |
| ⑦ 鶏卵衛生 | 庄野 雪菜(転) |
| ⑧ 高原病性
鳥インフルエンザ検査 | 庄野 雪菜(転) |
| ⑨ 腐蛆病検査 | 嶺井 裕子 |
| ⑩ 獣医事・薬事 | 北村 恵 |

- | | |
|----------|-----------|
| ① 所長 | 仲村 圭子(転) |
| ② 班長 | 屋富祖 昇(転) |
| ③ 庶務 | 長浜 久美子 |
| ④ 非常勤獣医師 | 山口 達哉 |
| ⑤ 非常勤 | 渡慶次 夏子(新) |
| ⑥ 非常勤 | 島袋 麻希(新) |

畜産振興業務

- | | |
|-----------|------------|
| ① 精液管理 | } 松本 航平(転) |
| ② 畜産共進会 | |
| ③ 担い手事業 | |
| ④ 環境対策 | |
| ⑤ 飼料関係 | |
| ⑥ 飼養頭羽数調査 | |

(転):転入、(新):新規採用

農家さんでも登録飼養衛生管理者 になれば豚熱ワクチン接種が可能となりました！！

「登録飼養衛生管理者」とは

認定農場*1において家畜防疫員又は知事認定獣医師*2
の指示・監督の下、適時性*3及び適切性*4に係る要件を
満たすと判断して都道府県知事が登録する飼養衛生管理者（農家）のこと。



- *1 県知事が飼養衛生管理基準の遵守、ワクチン管理体制に係る要件を満たすと判断して認定する農場
- *2 県知事が適時性及び適切性に係る要件を満たすと判断して認定する獣医師
- *3 家畜防疫員及び知事認定獣医師と同等以上に適時にワクチン接種を行うことができること
- *4 豚熱ワクチン接種に必要な知識及び技術を習得しており、家畜防疫員又は知事認定獣医師との連携がとれ、その指示及び指導に従うことができること

<<豚熱ワクチン接種の流れ>>

① 希望する農場の事前準備(申請・認定・登録・ワクチン使用許可)

1. 農場の認定



認定農場の要件

- 飼養衛生管理基準の遵守
- ワクチン管理体制の整備
- 作業手順書の作成・実施 など

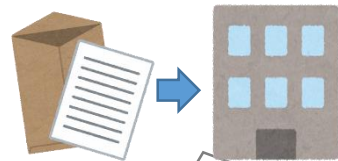
2. 飼養衛生管理者の登録



登録飼養衛生管理者の要件

- 研修会（講義・実地）の修了
- 適時にワクチン接種実施
- 家保・認定獣医師との連携 など

3. ワクチン使用許可



ワクチン使用許可申請

- 豚熱ワクチンの使用には知事の許可が必要（家伝法第50条）

② 農場による豚熱ワクチンの接種・報告の実施

1. ワクチン接種票の申請・交付



登録飼養衛生管理者

申請
(最大1ヶ月分)
診察・交付



家畜防疫員(県)

または



知事認定獣医師

2. ワクチンの交付申請・受領



ワクチン交付申請
(手数料 60円/頭)

ワクチン交付



- * 受領したワクチンは保冷庫で適切に保管すること
- * 受領後もワクチン所有権は県にある

3. ワクチン接種の実施・実績報告・空瓶返却



空瓶返却
実績報告
(月に1回)



登録飼養衛生管理者になったら・・・

- 適切なワクチン接種・管理の実施
- 原則毎年1回以上、**フォローアップ研修**を受講
- 最低年1回、**免疫付与と状況確認検査**を受ける

以上3点を必ず守りましょう！！

登録飼養衛生管理者に関する申請書類は・・・



沖縄県 登録飼養衛生管理者

検索



<みつばちを飼養する皆様へ>

腐蛆病の定期検査を受けましょう

みつばちを飼養する方は、家畜伝染病予防法第5条1項の規定に基づく腐蛆病の定期検査を受けて下さい。

なお、県外出荷(販売)蜜蜂に対する腐蛆病検査および検査証明書の発行を希望する場合には、出荷2週間前までに家畜保健衛生所までご連絡ください。

検査対象	定期検査・時期	検査方法	手数料
・飼養する蜜蜂	・原則、年1回 ・時期：随時	・臨床検査 ・細菌検査 (必要と判断した場合のみ)	・検査手数料70円/群 ・証明書を希望する場合は、別途400円/件

腐蛆病とは

細菌によってみつばちの幼虫(蛆)が腐る病気で、家畜伝染病予防法において法定伝染病に指定されています。以下の2種類があります。

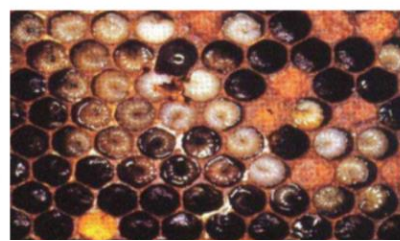
例年複数県で発生しており、昨年度は本県離島でも発生しました。



家畜疾病カラーアトラスから引用

<アメリカ腐蛆病>

- 成蜂数が減少し、有蓋幼虫が死亡する
- 有蓋巣房がまばらになり、陥凹した蓋が多くみられる
- 腐蛆は有蓋巣房内の下面に固着。粘着性あり(糸を引く)
- 異常臭(膠臭)あり。色調は白～茶色～黒褐色



家畜疾病カラーアトラスから引用

<ヨーロッパ腐蛆病>

- 無蓋幼虫が死亡
- 腐蛆は体内が溶けているが崩れず、潰すと水っぽい
- 粘着性なし(糸を引かない)
- 異常臭(酸臭)あり。色調は汚白色～灰褐色

治療法はなく、発症蜂群は法により巣箱ごと焼却処分となります

腐蛆病の発生蜂群を焼却することで、本病のまん延を防止します。自分の蜂だけではなく近隣の養蜂家の蜂群も焼却処分になる可能性があります。また、発生場所から一定区域内の蜂群の移動制限措置が講じられます。

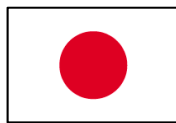
適切な飼養衛生管理の実施をお願いします

韓国で口蹄疫が発生!

今一度、発生予防を徹底しましょう!

韓国では、2023年5月に4年ぶりに口蹄疫の発生が確認されました。現在、我が国へ侵入するリスクが極めて高い状況が続いています。

過去の日本での発生をみると
まず韓国で発生しています!



2000年 → 2000年

2002年

2010年
↓
2011年 → 2010年

2014年
↓

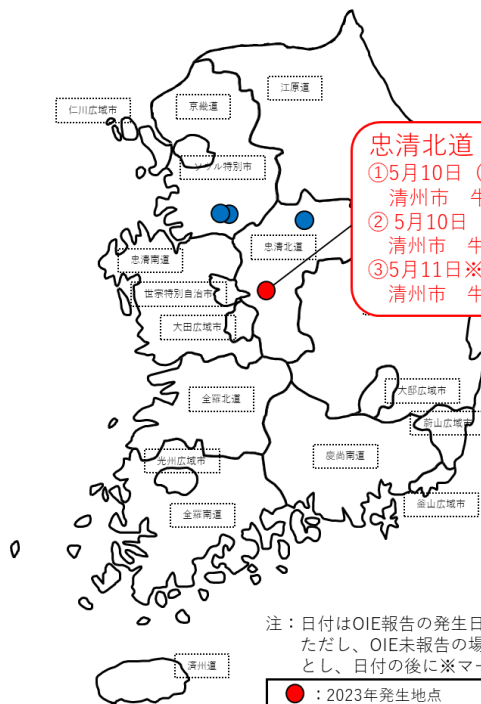
現在



侵入する可能性
は非常に高い!!

韓国における口蹄疫の状況
(2023年5月以降)

2023年5月12日時点

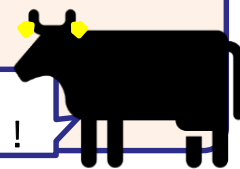


牛・豚・イノシシ・山羊等の家畜飼養者の皆様へ
発生予防の徹底をお願いします!

- 農場の出入口に看板を設置するなどにより、**関係者以外の立入を制限**しましょう。
- 農場の出入り時は、**専用の靴・衣服を着用し、手指を消毒**するとともに、持ち込む**物品や出入りする車両の消毒を徹底**しましょう。
- 畜舎の出入口に**専用の靴の着用や踏込消毒槽等**を設置することにより、出入りする人の**靴底の消毒を徹底**しましょう。
- 従業員の方も含め、**口蹄疫が発生している国への渡航は可能な限り控える**とともに、これら国の**農場からの郵便物等は衛生管理区域に持ち込まない**ようにしましょう。
- 毎日、飼養家畜の健康観察**を行い、**疑わしい症状があれば直ぐに通報**しましょう。



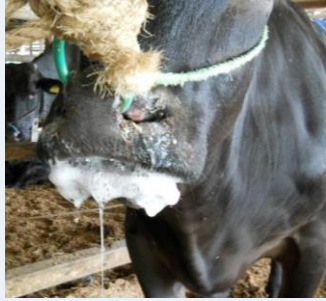
裏面も
チェック!



疑わしい症状は直ちに通報を！

口蹄疫は牛や豚などで発熱や食欲不振に始まり、**泡状のよだれ**を流したり、**口、鼻、ひづめ、乳房に水疱（水ぶくれ）**ができるのが特徴です。

～牛の症状～



～豚の症状～

<口蹄疫ウイルスの感染実験の結果> 写真: 宮崎県提供



毎日必ず健康観察し、これらの症状を見つけ次第、直ちに獣医師や最寄りの家畜保健衛生所に連絡しましょう。

牛では、1頭のみに着目せず、泡状のよだれを多く流している個体が多い、上記の症状が急速に広がるなど、群としての異状の有無を確認することが重要です。

専用の衣服・靴等の着用や効果的な消毒を実施しましょう！

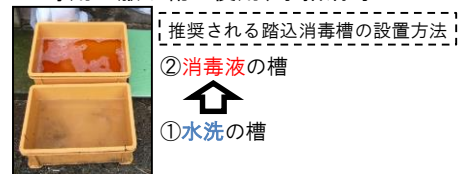
- 衛生管理区域に立ち入る場合には、**専用の靴や衣服を着用し、手指消毒を実施**しましょう。
- 畜舎ごとに**専用の靴・衣服※**を着用し、**手指消毒**を実施しましょう。
※大臣指定地域に限る。



専用の服や靴の使用、手指消毒

◎効果的な消毒のポイント

- 靴や衣服が汚れた時には、**洗浄・消毒**しましょう。踏込消毒槽の消毒液は、**汚れて効果が薄れるので、まずは汚れを落とす**してから消毒しましょう。
- また、消毒液が汚れていたら、**直ちに交換**しましょう。



汚れをしっかりと落としてから消毒！

- 農場に出入りする車両を消毒する時は、**タイヤのみを消毒**するのではなく、**泥よけの内側部分まで消毒**し、衛生管理区域内で降車する場合は**農場専用のフロアマット**等の使用や**車内（ハンドルやドアノブ等）の消毒**を実施しましょう。



《要注意》

- ★ **逆性石けんやアルコールは口蹄疫の消毒薬としては不適です！**
- ★ **消毒効果が弱まるので、酸性とアルカリ性の消毒薬を同時に使用しないこと！**

家畜人工授精所の運営状況の報告について

授精所開設者は、運営状況を毎年都道府県知事に報告する義務があります。

違反した場合、罰則※があります！

※報告をせず虚偽の報告をした場合、50万円以下の罰金



報告書の提出(1年に1回)

(家畜改良増殖法施行規則第49条 様式第28号)

家畜人工授精所における特定家畜人工授精用精液等の業務に関する報告書

_____年 月 日提出

沖縄県知事 殿

家畜改良増殖法施行規則第49条に基づき、_____年 月1日から12月31日までの家畜人工授精所の運営の状況を次のとおり報告します。

- 1 家畜人工授精所の管理番号： [_____]
- 2 家畜人工授精所の名称及び所在地： [_____]
- 3 家畜人工授精所の業務の別【番号により記載】： [_____]
- 4 報告対象物【番号により記載】： [_____]
- 5 前年12月31日時点の保有量： [_____]
- 6 家畜人工授精所の運営状況

毎年4月末までに家保に提出

(単位：本)	1月	3月	4月	5月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
生産数量											
譲受数量											
譲渡数量											
利用数量											
廃棄・死亡											
月末保有											
備											

・4には以下の番号を記入
1 家畜人工授精用精液
2 家畜受精卵
 ・両方の業務を行っている場合は個別に報告

・3には以下の番号を記入
1 家畜人工授精用精液の採取及び処理の業務
2 家畜体内受精卵の採取及び処理の業務
3 家畜体外受精卵の生産に関する業務(と畜場由来)
4 家畜体外受精卵の生産に関する業務(生体由来(OPU))
5 家畜人工授精用精液若しくは家畜受精卵又はこれらの保存
 ・複数の業務を行っている場合は列挙

譲受・譲渡には、委託による保存のための搬出入を含む。



様式は

沖縄県畜産課 家畜人工授精所を開設されている方へ

検索



様式二十八号